

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
37	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲(1件)	1~2
38	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長(1件)	3~4
36	CIQ業務権限の都道府県への移譲(1件)	5~12
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲(3件)	13~18
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和(1件)	19~20
16	指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止(2件)	21~26
17	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲(1件)	27~28
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲(7件)	29~46

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:37

管理番号	108	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省	内閣府				

求める措置の具体的内容

現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないとはいえず、本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。

また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて「断片的にしか取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことにより、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。

【制度改正による効果】

権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。

また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。

さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。

根拠法令等

特定非営利活動促進法第9条

- 特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきている。現行法においては、特定非営利活動法人の所轄庁は都道府県及び指定都市とされている。
- 全国43市の中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中核市の意見とは言い難いのではないか。
- なお、現行法においても、都道府県が事務処理特例を定める条例により、市町村に権限を移譲することが可能であり、移譲先の市町村それぞれの区域内のみに事務所を設置する法人については、地域の実情に応じた都道府県の判断による権限移譲の結果、移譲先の市町村が事務を担当することができる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:38

管理番号	632	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	内閣府				

求める措置の具体的内容

特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「PST基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広く人々の寄附をはじめとした支持を集め活動を充実していこうとする特定非営利活動法人にとっては、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるよう法改正を求めたい。

仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えている。仮認定申請であっても、基準を満たす運営に到達するまではある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。

＜本県の実況＞

仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人

現在仮認定の相談があっている法人 5法人 うち設立後5年を経過している法人 4法人

根拠法令等

特定非営利活動促進法第59条第2号

●特定非営利活動促進法における仮認定制度は、スタートアップ支援のために設けられた特例制度であり、設立後5年以内の法人、すなわち設立間もないため寄附を集めることが難しい法人に限って、PST基準をクリアしなくても、3年間認定法人並みの税制優遇制度を受けられるというものであり、設立後5年を経過するような法人を恒常的に仮認定制度の対象とすることは、もはやスタートアップ支援のための特例制度とは言えないのではないかと考える。

●ただし、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきており、本法律附則第19条において、「特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、(中略)検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされていることから、次期通常国会に向けて、NPO議員連盟を中心として制度の必要な見直しの検討がなされるものと考えられ、その中で検討課題となり得るものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

○ 入国管理局では、観光立国の実現に向け、厳格さを維持しつつ、迅速かつ円滑な出入国審査を実施するため、空海港における入国審査官の増員、全国規模で応援派遣を実施するなどの体制整備に努めている。

本年7月には、審査待ち時間が長期化している地方空港について、緊急に出入国審査要員の増員を図り、佐賀空港を管轄する福岡入国管理局佐賀出張所についても、5名の増員を行い、今後、ビジネスジェットも含め、新規就航や増便があった場合にも対応できるよう、体制を強化したところ。

今後とも、出入国者数の状況等を踏まえつつ、迅速かつ円滑な出入国審査が実施できるよう、所要の体制充実に努めていく所存。

○ 一方、外国人の上陸審査や上陸許可など出入国管理に係る権限行使は、国として我が国領域内への上陸を認めてよいかどうかを判断するものであって、国家主権の行使にほかならず、事柄の性質上、いち地方公共団体が言い得る類いの判断ではないから、国が自ら行うべきものである(業務の特殊性)。加えて、出入国審査には、出入国管理及び難民認定法を始めとする関係法令や渡航文書に関する知識、偽変造旅券の鑑識能力など専門的な知識を要する(高度の専門性)。したがって、当該権限行使を地方公共団体に委譲することは困難であり、このことは、出入国の手段がビジネスジェットである場合でも変わりがない。

○ また、出入国管理に係る権限を地方公共団体に委譲することは、「国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる」という国と地方の役割分担の基本原則(地方自治法1条の2第2項、地方分権改革推進法5条1項)とも整合しないように思われる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 財務省は出入国(CIQ)手続きの内、税関に関する業務を所管していますが、国際ビジネス機を含め、地方空港における出入国旅客等の携帯品検査については、これまでもすべからく近隣官署からの職員の応援派遣により、税関手続きに支障の生じることのないよう臨機応変に対応してきております。また、政府は、現在、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、税関の物的・人的体制の整備を進めており、本年7月1日の閣議において、地方空港における税関体制整備のため14名の新規緊急増員が決定されたところです。
2. 一方、今般の提案については、税関業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、その高度な専門性・特殊性に鑑み、国家公務員たる税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、具体的には以下の理由により、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。
- 税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銃砲・知的財産侵害物品等の密輸防止、国連安保理決議等による規制の適正な執行、また、国税である関税等の適正かつ公平な賦課・徴収の実現といった専門性の極めて高い業務を全国的に同等なレベルを確保しつつ遂行しているところです。例えば、関税法違反に係る犯則事件の調査にあたっては、差押えや調書の作成、検察官への告発などを行っています。このような業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、モノに関する高度の専門知識、密輸取締情報に基づくリスクマネジメント等の専門的知識・能力を要するものです。
 - 税関職員は関税等の徴収、不正薬物の取締等の多岐にわたる業務に携わっていく中で高度な専門性を身に付けていくところ、地方自治体の職員が国からのマニュアル提供や地方自治体からの研修派遣だけで、税関職員同様の高いレベルの業務遂行ができる人材の確保・育成は困難と考えます。したがって、税関業務の地方自治体への委譲は出入国手続の迅速化・円滑化の効果的な実現につながらないと考えます。
 - また、旅客の携帯品に係る通関業務は、国家間の密輸情報の交換といった国際的・外交的業務をも踏まえて行われるものであり、関税関係法令違反が発見された場合には、犯則調査に繋がり、都道府県を跨ぐ広域的な業務運営・執行に繋がらうことから、その業務権限を地方自治体に委譲することは適当でないと考えます。
 - さらに、旅客の携帯品を含む国際的なモノの移動については、日本が締約国であるWTO協定において、各締約国は、すべての貿易関連の法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない(GATT第10条3項(a))旨、国際約束として規定されています。
 - なお、国際ビジネス機の旅客は「社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がはっきりしており、搭乗人数も少ない」ことから「県の体制でも出入国者等を管理できる」との前提については、税関の業務は、関税法15条の3に基づく入港手続だけでなく、旅客の携帯品に対する関税等の徴税、水際取締等多岐にわたっており、たとえ社会的地位や知名度が高いことや搭乗人数が少ないからといって、密輸等のリスクが低いとは一概にはいえません。
 - 特に、航空機旅客による覚醒剤の密輸入押収量が4年連続200kgを超え、平成25年においては過去最高を記録するなど深刻な状況である中で、日本国内における治安及び貿易秩序の維持、安全・安心な国づくり、国際的な観光促進のためには、水際におけるこれらの業務水準をより一層高いレベルで維持する必要があり、今後も引き続き、税関業務のプロフェッショナルである税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

検疫官非常駐の空港等でも、入国者の到着後迅速に検疫を開始できるよう、近隣検疫所からの派遣により、臨機応変に対応している。今後も、手続きの迅速化のために必要な物的・人的体制の整備に努めたい。

一方、国際ビジネス機受入に限って、検疫業務を、希望する都道府県に移譲することは、以下の理由から、適当でないと考える。

そもそも検疫業務(※)は、国内に常在しない感染症がまん延し、広く国民に健康被害が生じることを防止するため、空港等の水際において、入国者に対して、統一的に対応すべき重要な業務である。したがって、都道府県が地域の実情を踏まえて個別に対応した方が効果的に行われる性質の業務ではなく、国が全国的な視点に立って一元的に責任をもって対応すべき業務であると考えている。

また、日本国への入国者に対し、検疫を終えるまで、検疫区域から先の日本国の領域への侵入を禁止することは、本来確保すべき国際交通を妨げるものであるため、国際社会との関係においても日本国政府が責任をもって果たすべき役割である。

以上の理由から、国際ビジネス機受入に限ったとしても、検疫業務を、希望する都道府県に移譲することは、適当でない。

(※)検疫業務は、帰国者、旅行者等の健康状態等に応じ、質問、診察・検査、停留又は隔離を行うという一連の密接不可分な業務等により構成されている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 各空海港における動植物検疫については、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運行希望に対して臨機応変な対応も行っているところである。また、平成26年度には、有明佐賀空港を管轄する官署に動植物検疫において2名の増員が認められるなど、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところであり、今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応していく所存である。

2. 一方、家畜伝染性疾病や植物の病害虫には、口蹄疫やミカンコミバエ等、一旦侵入すると、農畜産物や生産資材等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼすものがあり、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及ぶこととなる。

3. したがって、このような家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは国の重要な責務であることから、動植物検疫において、動植物の輸入者に対して検査を義務付け、家畜伝染病予防法、植物防疫法等の関係法令や相手国との検疫条件を熟知し、動植物検疫に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、動植物等を無償で収集の上検査し、検査結果に基づき、個人の所有する動植物等について廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)を行っている。

これらの検査は、上記のとおりその結果に基づき廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)が行われるなど個人の権利を強制的に権限を持って規制する国境措置である。その実施に当たっては、全国各地で同等の検査能力、均一な専門技術水準に基づき、斉一的かつ公正厳格に検査を実施する体制を確保する必要があるため、国自らがこれを実施する必要がある。

また、万が一、家畜伝染病や植物の重要病害虫が侵入した場合は、国が責任をもって、まん延防止対策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は表裏一体であるところ、都道府県においては、都道府県域を超えた対策を講じることはできないと考えられる。

4. さらに、近隣諸国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合、国際機関等と連携し、その発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに検疫体制の強化を緊急的に行う場合があるところであり、このような場合においても、全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができるよう国が統一的に実施しているところであり、今後もそのような体制がとられる必要がある。

5. 以上のことから、動植物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。このことは、国際ビジネス機においても同様である。

なお、国際ビジネス機の受け入れの多い米国においても、動植物検疫については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認識している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:18

管理番号	267	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、2項、第75条第1項、3項

鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。

一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。

改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。

鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。

先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:18

管理番号	268	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項

鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。

一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。

改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。

鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。

先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:18

管理番号	269	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。

特例条例で移譲を受けている市町において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項

鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。

一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。

改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。

鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。

先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:21

管理番号	846	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。
なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。

(参考)

1 許可件数(平成22年度)

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件
(うち県外業者で積替保管施設なし 349件)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件
(うち県外業者で積替保管施設なし 93件)

2 事務手数料

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項

- 他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられる。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているもの。
- 要望自治体は、許可申請にかかるコスト削減という観点からのみ、規制緩和要望を挙げているが、仮に御提案の要望内容が実現された場合、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。
- 具体的には、許可取得の対象自治体を絞ったとしても、法における産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別されるため、許可処分を行った自治体のみならず、他の自治体は事業者への適切な指導監督を行うことが出来ず、結果として、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。また、当該課題を克服するために、事業者が処理業を行おうとする区域を管轄する自治体にとって必要不可欠となる許可申請時の申請内容や許可取得後の処理業の状況などの事業者の情報を常に把握できるようにするための体制を構築することとなると、当該システムを構築する国及び当該システムを運用する自治体の事務のコストが膨大になり、結局は事務コストの削減にはならないと考えられる。
- さらに、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、都道府県によって行うべき事務の量に偏りが生じ、地方自治体における産廃行政に歪みが生じることが想定される。
- 以上より、御提案の規制緩和要望の実現は困難である。なお、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業者についても、過去に不適正処理が行われた事例が認められるため、積替え保管を伴う産業廃棄物収集運搬業の許可手続について、生活環境保全の観点から現行どおりとするのであれば、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業の許可手続も現行どおりとすべきである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:16

管理番号	92	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする。
(参考)
指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。
また平成29年度には(特別支援学校(小・中学部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数権等も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。

【支障事例】
一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後もさらに特別支援学校への就学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。

【実現した場合の効果】
特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。

【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり

根拠法令等

学校教育法第4条第1項第2号

特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。

このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。

指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

新潟市提案 【市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止】

1 3次勧告以降の事情変更

以下のア～オの事情変更により，新潟市においては特別支援教育・特別支援学校の運営事務が定着していると考ええる。

ア 特別支援学級（児童生徒数）増（※別紙2バックデータのとおり）

イ H22 西特別支援学校開設により1校→2校に増

ウ H19 特別支援教育サポートセンターを開設し，発達検査や就学相談、教育相談、巡回相談、教員研修等の学校支援等に当たっている

エ H26 各区に教育支援センターを設置し，障がい児の就学指導を担当する指導主事を配置（就学指導の充実）

オ 平成26年度より市独自で特別支援学校教員を採用

2 特別支援学校分離の際の具体的支障

平成22年度の特別支援学校分離時は（現在も含め），定数権が県にあり，認可申請に至るまでの県との事前協議において，特に定数等の調整に時間を要した。平成29年度に定数権が指定都市に移譲されれば，県との事前協議の負担は軽減すると想定されるが，加えて，規制緩和により届出制となれば，より主体的な立場で事前協議に臨むことができるなど，定数権移譲に合わせて設置認可権限を規制緩和することが，地方分権の流れに沿うものと考ええる。

3 今後の計画

現在のところ具体的な計画はないが，市立特別支援学校（高等部）の設置が保護者の要望としてあがっている。

4 認可制の見直しが必要な実態の有無

県とは，認可の手続きに至るまでの事前協議に長時間をかけている。規制緩和されても事前協議が引き続き必要であるが，「県の認可」と「県への届出」の立場の違いは明確であり，後者の方が地方分権の流れに沿うものと考ええる。

5 広域的バランスを考慮する必要性と対応策

広域的なバランスとともに，少子化に伴う市内の学校の適正配置については特別支援学校を含めて考える必要がある。

また，H27から認可制でなくなる市立高校等の設置についても，県から「県立高校等の募集学級・定員を策定する際重要であるため事前協議が必要」と課題が出されている。特別支援学校についても同様に県との事前協議を行うことで広域的なバランスは考慮されると考える。

広域的なバランスの考慮の面を考えたとしても，特別支援学校だけを規制緩和から除外する理由として十分であるか疑問である。

新潟市立小中学校の特別支援学級の学級数

※学級数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増 減
小学校	学級数	144	187	
中学校	学級数	72	93	
計	学級数	216	280	64 学級増(約 1.3 倍)

新潟市立特別支援学校の学級・児童生徒数

※学級数, 児童・生徒数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増 減
特別支援学校	学級数	43	60	17 学級増(約 1.4 倍)
	児童・生徒数	164	222	58 人増(約 1.4 倍)

※平成22年4月に分離新設し2校となった

<参考>

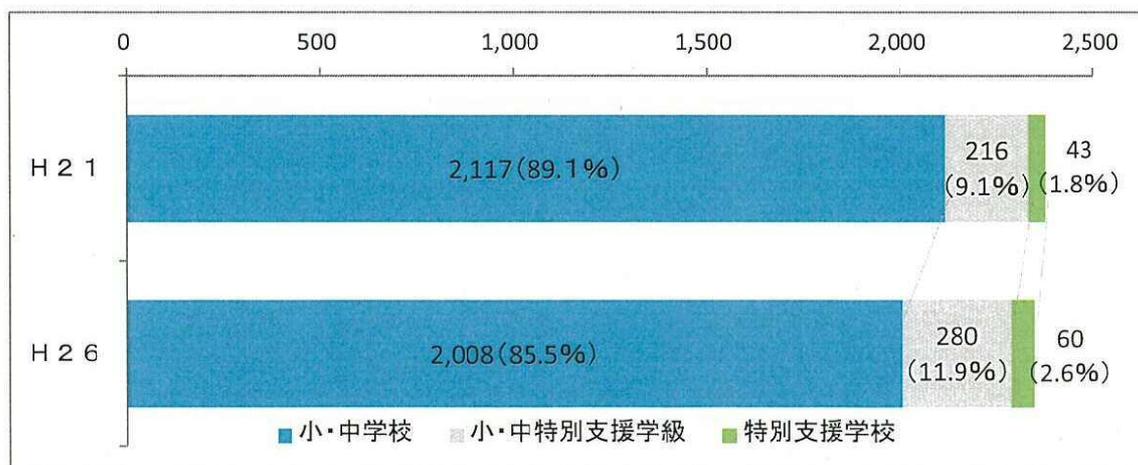
新潟市立小中学校の学級数(特別支援学級を除く)

※学級数は各年度5月1日現在

		H21	H26	増 減
小学校	学級数	1493	1420	
中学校	学級数	624	588	
計	学級数	2117	2008	109 学級減(約 0.9 倍)

学級数の推移

※数字は学級数, ()は全体に占める割合



平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:16

管理番号	289	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可の廃止				
提案団体	京都市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。
(参考)
指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。
直近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学科の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。
上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることができる。
また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に進捗できないなどの支障をもたらす可能性がある。
なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。

根拠法令等

学校教育法第4条
学校教育法施行規則第3条～第19条

特別支援学校については、各障害種に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とすることが適当であることから、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されている(この点、先の第4次一括法で届出制に変更されることとなった高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学部・中学部を含めて設置されることが多いことに留意が必要)。

このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来的な設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるようにする観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。

指定都市が特別支援学校を設置する場合の都道府県教育委員会の認可を届出に改めるという今般の提案については、設置義務を負っている都道府県や、その他関係団体の意見を御確認いただき、都道府県の業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:17

管理番号	600	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金の受給資格認定事務や、同支援金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

京都市立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給決定、支援金の支給業務について、法律上、学校設置者を通じて都道府県に対し申請等を行うこととなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府(教育委員会))とで、所得制限基準該当性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。

【制度改正の必要性】

就学支援金は、授業料へ充当するものであるため、各高等学校等と学校設置者間で認定等の事務が完結することで十分足りると考えるため、都道府県知事・都道府県教育委員会が行う就学支援金に係るすべての事務・権限を市町村に移譲するとともに、財源も含めて、国から直接指定都市・中核市に交付される枠組みを提案する。なお、今回は、設置校・生徒数が多い指定都市・中核市を対象に移譲を提案する。

また、現在、都道府県における事務(所得確認事務等)については、学校設置者や外部団体等に委託可能であるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なる(A県では都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村等)のは、兄弟姉妹が異なる都道府県の高等学校に通う保護者等にとってわかりにくいこと、また、毎年都道府県において委託契約の締結事務や、受託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。

根拠法令等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条、第6条、第8条～第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条

就学支援金の支給事務については、事務負担の分担の観点から、都道府県側の意見のみを採用して、直ちに結論を出すことは不適當であり、指定都市、中核市側の実情を把握し、それらの意見を踏まえながら検討を行う必要がある。

今般の提案については、指定都市や中核市の意見を御確認いただき、業務等に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、就学支援金の支給に関する事務は、既に、現行制度上、その一部を高等学校の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができるものに委託することができるため（法施行規則14条）、事務負担の分担という要請があれば、都道府県・指定都市間の協議の上、事務の一部を指定都市に委託することも可能となっている。

※「支障事例」として挙げられている「二重の審査」に関しては、現行制度上、市町村立高校の就学支援金の支給に当たって、設置者である市町村は、受給資格認定申請者の一覧を都道府県教育委員会に提出するのみであり、二重の審査を行うこととしているものではない。

一方で、市町村が受給資格認定に係る審査を行い、都道府県教育委員会で最終的な支給決定を行う都道府県もあり、いずれにしても二重の審査が行われているものではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	75	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。
また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となっている。
そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されているサービスの監督に関する権限だけでなく、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)の人事権(任命権)や、これに関係する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になると考える。
また、人事権(任命権)やこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続きなどに関する事務を行う人員体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任感を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすこととなると考える。
なお、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。
※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項
市町村立学校職員給与負担法 第1条

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

制度改正による効果、人事交流の仕組み等（松山市）

【教職員の配置等を柔軟に配置できず生じている支障】

義務標準法で認められている学級編制の弾力化については、県全体で統一された運用となっている。中 1 ギャップの解消等、地域の特殊事情に則した配置を要望しても認められないため、教職員の負担が解消されない。

【制度改正による効果】

・松山市で独自の研修等を重ね、松山市らしい特色ある指導をしていく中で、育て上げた教職員が異動で他市町に配属となってしまうことがある。「人事権」が移譲されれば、これまで以上に、研修等を計画的、効率的に実施しすることができ、各学校へバランスの取れた教職員の配置が可能となる。

・本市独自で教職員を採用し、本市の特性を踏まえた指導、研修を行い、地域に根ざした教育を実践する中で、人事評価を的確に実施し、意欲ある教職員を適材適所へ配置することで、健全な学校運営を実施することができる。

【人事の固定化に対する懸念】

松山市は、愛媛県全体の 3 分の 1 の約 50 万人の人口が集中しており、小中学校 84 校、教職員約 2,400 人を擁している。また、山間部、都市部、島嶼部と自然に恵まれた環境にあり、松山市内だけでの異動で様々な環境での教育活動ができるため、固定化・マンネリ化に繋がる懸念はないと考えている。

【小規模市町村との人事交流の仕組み】

県を含めた広域での市町調整協議会等を設置し、移譲スタート後は連絡協議会等を設置し、定期的に調整協議を行うなど情報の共有化等を行う必要があると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	84	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲				
提案団体	和歌山市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事配置や学級編制に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編制基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。

【制度改正の必要性】
本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。

【制度改正による効果】
市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。

【小規模市町村との人事交流】
現在、和歌山県の場合には、郡市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。

【権限移譲に伴う財源移譲】
人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	346	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権等の移譲				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

- ・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。
 - ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。
 - ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。
- (参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
市町村にとって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。
学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。

【制度改正の必要性】
教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。
定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条
市町村立学校職員給与負担法第1条

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	399	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担職員の人事権等の移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1)
一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2)

【制度改正の必要性】

人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。

* その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

県費負担職員人事権等の移譲に係る具体的な支障事例

提案提出：特別区長会

区分	提案事項	項目	内容
権限移譲	県費負担職員人事権等の移譲	<p>「人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でもとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。」ことによる具体的な支障事例</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>① 現行の人事制度は、東京都広域人事の特性として、原則として3市区町村以上の勤務経験を経ないと、同じ区に配置できないとしている。しかし、このことにより、区独自の教育施策の担い手として、各区の地域特性に根ざした長期的研修プログラムによる人材育成が困難になっている。</p> <p>② 地域の実情及び区内のバランスを踏まえた人事構想を都へ報告しても、都全体の人事構想の中では反映されにくい。</p> <p>① 広域人事の特性として、教員の通勤時間が長くなる傾向は免れない。今後、地域防災拠点として区立学校を位置づけ、教員に一定の防災上の役割を与えたときに、緊急時参集等において、このことが大きな課題となる。</p> <p>② 学校と地域の結びつきを継続し、更に強化、発展させていくためには区の人事構想を反映する必要があるが、特に管理職においては区の施策や地域になかなかなじめず、学校や教育委員会の負担となることがある。</p>

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	438	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権の市への移譲				
提案団体	全国特例市市長会				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているながら、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。
県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定めることとされているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。
市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。

【懸念の解消策】
別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

県費負担教職員の人事権の市への移譲（全国特例市市長会）

懸念の解消策

○人事権のみ求める理由

⇒制度改正により、市町村職員ではあるが人事権を有していない現行制度の根本を変えようとするものであり、定数決定権、学級編成基準及び給与負担とは本来、一体の権利であると理解しているが、現段階では人事権以外の部分は全国特例市市長会として議論が煮詰まっていないため、大阪府豊能地区における事例を踏まえ、実績のある人事権についてのみ移譲を求めるものである。

○事務処理特例条例により、人事権は移譲可能なので、それでは対応してはどうか。

⇒大阪府豊能地区における事例については、大阪府の先進的な取り組みによるところが大きい。現在に至るまで国において議論が継続されていること、また、過去に全国知事会や全国市長会、中核市市長会や全国特例市市長会などから数多くの要望や提言を受けていることを踏まえると、国の責任において制度設計を図るべきと考える。現状の都道府県主導の事務処理特例制度の下では都道府県の権限移譲に対する姿勢や財政支援措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び財源を移譲するために、法による整備を求めるものである。

○「市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒個々の教育現場において現実には発生している様々な問題（いじめ、体罰、防災拠点施設としての学校の運営面等）を解決する方法として、教職員の適正配置や加配が必要であると考えており、そのための教職員人事権の移譲を求めるものである。

○「人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒市で独自の教育行政を進める場合、現在の採用制度では、都道府県下のどこに配属されても良いとの意向を持つ教職員がおり、市への帰属意識は大変希薄であるとともに、市独自の教育カリキュラムの内容について認識の低い教職員もいることから、市が目指す学校づくりのヴィジョンを理解し、実践できる人材を必ずしも確保できていない。市独自で教職員を採用することとなれば、市への帰属意識が強く、市の教育方針に共感し、目指すべき学校づくりを実践できる人材を確保できるものと考えている。

現在、人事権・処分権は都道府県にあり、服務監督権は、市に委ねられている。この構図はあくまでも都道府県に任免権があることから、市で指導し、最終的に市で処分するといったことはできない仕組みになっている。具体的には、小学校教諭が勤務校に持ち込んだ私物USBメモリに個人情報記録し、校外へ持ち出し紛失した際に、当該教職員に対し、市の基準に沿って懲戒処分等を行えなかった等の事例がある。また、人事権及び処分権を市が有していないことから、厳格な処分や必要な対応を行うことができなかった。

○これらの支障事例は人事権を移譲することにより、どのように解消されていくと期待するか。

⇒

- ・地域のニーズや学校の実情に応じた人事異動、採用が可能となる。
- ・市が求める資質、能力を有する人材を確保することができる。
- ・市の主体性や独自性を生かした取組みや制度設計を進めることができる。
- ・特色ある学校づくりの推進など市による独自の教育改革が進められるようになる。
- ・市が自ら採用することにより、責任ある教育行政を行うことができる。
- ・一人一人の教職員の状況をよりの確に把握できるため、学校要望に合った適材適所の人事配置が可能となる。
- ・教職員が市長を身近に感じ、市全体で新しい組織作りを構築しようという機運が高まると期待する。
- ・同等の不祥事に対する懲戒処分等に関し、教職員と教職員以外の市職員と処分の程度が異なるといった支障が解消される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	689	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲				
提案団体	大阪府				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】
県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。
大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。

【制度改正の必要性】
県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しても指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。

【制度改正の効果】
義務教育の実施主体である市町村の責任と権限が明確になる。
給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。

根拠法令等

市町村立学校職員給与負担法(5条)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)
義務教育費国庫負担法(8条)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

通番:50

管理番号	969	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲				
提案団体	中核市市長会				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意識の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。

(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。
市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。
中学に入学すると不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。
市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。

【制度改正の必要性】
地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。

【懸念の解消策】
人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。